

「環境づくり日本一」を目指して

## 三番瀬再生への取組

### 住民参加で「三番瀬再生計画案」がまとまる

「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」は、平成16年1月22日、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬の再生計画案をとりまとめ、堂本知事に提出しました。

県では埋立計画を中止した三番瀬について、14年1月に専門家、地元住民、漁業者、環境保護団体等により構成される円卓会議（委員24名）を設置し、徹底した情報公開と住民参加により、再生計画づくりを検討してきました。

円卓会議及びその下に設置された小委員会などを含めると、会議は2年間で163回開催され、延べ6千人以上が参加しました。

公共事業を中止する例はあっても、中止後の地域を再生する方法や街づくりまでを、住民が話し合うということは他に例がありませんでした。計画づくりを、住民参加により行なうこの手法は、「千葉モデル」方式として全国的にも高く評価されています。

県では、この計画案を尊重して県の再生計画を策定し、三番瀬の再生を進めていきます。



三番瀬は東京湾奥部に残された約1800ヘクタールの干潟・浅海域で、様々な生物が生息するなど多くの自然が残っています。

円卓会議は公開で開催され、毎回100人以上の方々が参加し、熱心な議論が繰り広げられました。



「環境づくり日本一」を目指して

## ディーゼル自動車対策

### ディーゼル自動車の運行規制を開始

県内の沿道地域では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が依然として深刻な状況です。特にディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支ぜん息など人の健康への影響が懸念されています。

そこで、県では、粒子状物質の早期低減を図るため、平成14年3月に排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行を規制する条例を制定し、15年10月から施行しました。

この取組は、国に先がけて首都圏の一都三県が独自に実施しているものです。

また、条例の円滑な施行に向け、基準に適合しないディーゼル自動車を保有する中小企業者に対して、粒子状物質減少装置の装着助成や規制基準に適合した車両への買い替えに融資するなどの支援策を実施してきました。

最近では、「規制適合車が増え、車の窓を開けて走れるようになった。」などの声も寄せられています。

今後とも大気汚染のない「千葉のそら」を取り戻す取組を推進していきます。



### 対策が進むディーゼル自動車

首都圏の八都県市では、粒子状物質減少装置の指定を共同で行っています。指定装置を装着した車両には「適合車」のステッカーが貼られています。

### 条例への対応について路上検査を実施

県内を走行しているディーゼル自動車を対象に、条例の対応状況について関係機関と協力し、路上検査を実施しています。

また、排出ガスを悪化させる重油や重油を混合した燃料の検査も行っています。



「環境づくり日本一」を目指して  
資源循環型社会づくり

### 千葉県らしい資源循環型社会を推進

地球の資源、環境は有限です。天然資源を大量に消費し環境への負荷が大きいこれまでの社会経済システムから、持続可能な資源循環型の社会へ転換を図らなければなりません。

そこで、本県では、平成14年10月「千葉県資源循環型社会づくり計画」を策定し、本県の有する地域特性や潜在能力を生かした千葉県らしい資源循環型社会づくりを推進しています。

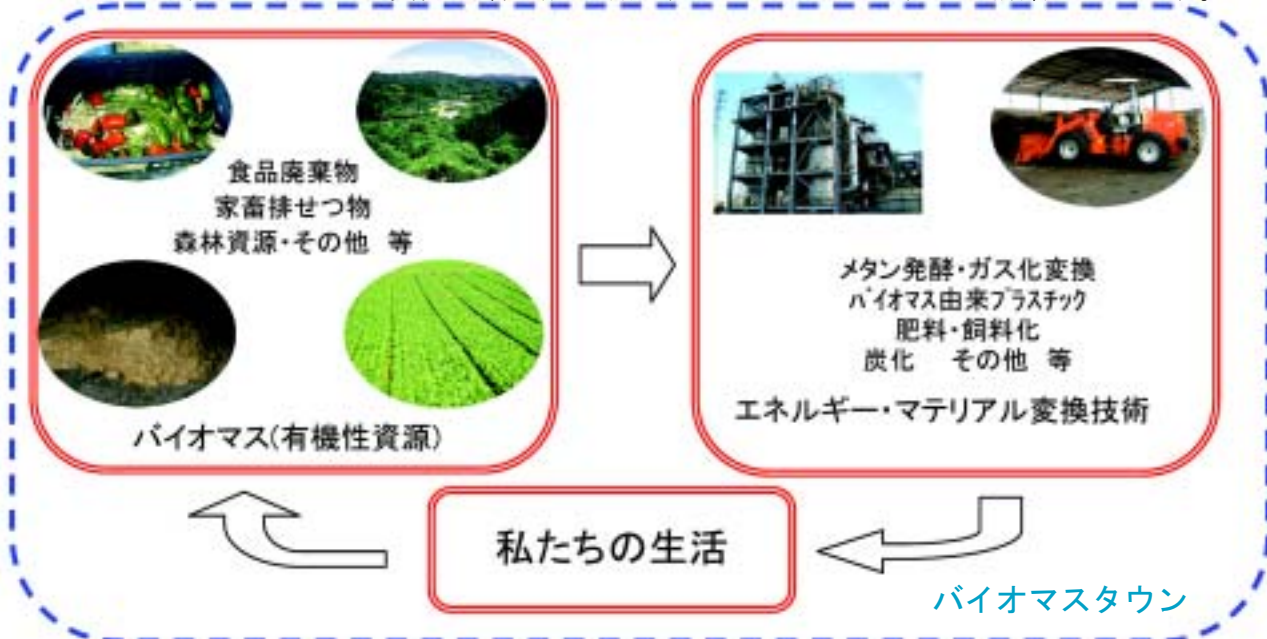
#### エコタウン事業の推進

民間の活力を活用した先進的な技術による環境産業の集積・育成を進めます。



#### 「バイオマス立県ちば」を目指して

平成15年5月に「バイオマス立県ちば」推進方針を策定しました。  
再生可能なバイオマス資源を最大限に活用するバイオマスタウンの構築を進めます。





「環境づくり日本一」を目指して

## 里山保全の取組

### 全国の都道府県で初めての「里山条例」を制定／5月18日施行

県では里山の保全・整備及び活用の推進を目的とした「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（通称：里山条例）を平成15年5月18日に施行しました。

里山条例では、里山の整備や活用に取り組む市民団体等が増えていく中で、その大部分は私有地であることから、土地所有者も安心して活動場所を提供できるよう「知事認定の里山活動協定」制度を創設し、現在、この制度の普及に努めています。

その結果、16年2月に16件の協定を認定しました。

認定された協定に基づく活動に対しては、技術的助言や活動経費の助成などの支援をしていきます。

条例では、土地所有者、県民、行政等が協働して里山の整備に取り組むこととしています。

現在、里山の保全活動を行っている団体や、土地所有者と話し合いの場を持ち、条例で「里山の日」に制定された5月18日に向けて、協働した取り組みをすすめています。

このように社会の構成員全体で里山の保全に取り組むことにより、「県民の健康で文化的な生活の確保と活力ある社会の実現」を目指しています。

#### 里山活動協定認定の仕組み

里山条例に基づき、土地所有者と里山を利用する団体との間で結ばれた協定を、知事が認定します。

協定の内容には、①活動区域、②協定の期間、③活動内容などを盛り込むことが必要です。



里山の手入れに励む市民団体



健康づくりを兼ねた里山探訪